

毛呂山総合公園及び毛呂山町体育施設管理業務処理要領

下記に、当該施設の維持管理にあたって、指定管理者が行わなければならない業務の基準を示す。業務委託における作業項目等は、下記に準じて実施し、管理上必要な場合については、下記回数以上に実施するものとする。

なお、本要領に示す委託業務の実施方法は標準的な例を示すものであり、指定管理者が自ら実施する場合、またはその他同等以上の機能、品質及びサービス水準を確保できる場合においては、この限りでないものとする。

A 体育館管理清掃業務委託

1 業務内容

(1) 日常作業: 日曜日及び祝日並びに町の指定する日(各年度12月29日から1月3日)を除き毎日2人以上で実施する。

【 月・火・木・金曜日 : 午前8時30分から午後5時まで 】

【 水・土曜日 : 午前8時30分から正午まで 】

※ ただし、協議により時間を変更することができる。

(2) 定期清掃 清掃作業基準書により実施 : 午前9時より午後5時まで

2 特記事項

(1) 作業の実施にあたっては、常に火災、盗難、その他事故の発生することのないよう十分注意すること。

(2) 作業は、町の指定する者の指示に従い、常に完全な清掃を行うこと。

(3) 作業の実施中に、町の建物、備品等を破損したときは、ただちに町の指定する者に連絡し、その指示に従うこと。

(4) 作業は静粛に遂行し、公園利用者に迷惑をかけないよう十分注意すること。

(5) 体育館に破損箇所または、修繕の必要のある箇所を発見したときは、ただちに町の指定する者に

連絡し、その指示に従うこと。

(6) 作業員は、作業中常に一定の作業着を用い、腕章または、名札をつけること。

(7) 作業員は、作業中、または、その他で知り得た秘密事項を他人に漏らさないこと。

(8) 室の鍵を使用するときは、鍵保管者の承諾を得て使用し、使用後は必ず鍵の保管者に返すこと。

(9) 作業員の人選は特に厳重にして、身元確実な善良なる者を選考し、事前に町に履歴書を提出する。なお、不適格な者は、ただちに適格者と交替させること。

3 作業基準

(日常作業)

清 掃 箇 所	作 業 内 容
1 エントランスホール 風除室・下足・階段・廊下	・風除室、エントランスホール、下足のタイル部の散水箒掃き ・出入りロドアガラス乾布拭き、マット塵払い洗浄

ラウンジ・自販機コーナー	・床面箒掃き、木布拭き、必要に応じ艶出し ・受付カウンター拭き上げ、ドア・窓際サッシの拭き上げ ・客用ロビーチェアー、ソファベンチの塵払い ・紙屑カゴ等の内容物の除去、金属部分の磨き上げ
2 事務室・医務室・会議室 管理室・放送室・役員控室 幼児室・選手控席・身障者席 メインアリーナ出入口	・床面箒掃き、木布拭き、必要に応じ艶出し ・紙屑等ごみ収集所への搬出 ・ドア、窓際、腰壁、巾木等の拭き上げ ・床カーペット部は真空掃除機により吸塵し、ジュータンブラシで毛なみを揃える ・床カーペット部の汚染は、適切な洗剤で速やかに取り除く（全体の洗浄は除く）
3 ロッカー室・便所・シャワー 室・パントリー	1 床面箒掃き、木布拭き、必要に応じて艶出し 2 腰壁、仕切り板、ドア、目隠し等拭き上げ 3 便器、手洗い器の洗浄拭き上げ、また排水口等の汚物除去 4 トイレtpーパー、水石鹼の補充、鏡の磨き上げ 5 洗い場の洗浄、茶殻等の除去 6 コインロッカー金属部分の磨き上げ
4 メインアリーナ・サブアリーナ 柔剣道場・トレーニング室	1 床面箒掃き、木布拭き、必要に応じ艶出し 2 畳面箒掃き
5 屋外の側溝 その他	1 屋外は必要に応じて散水掃き清掃、側溝・排水溝の清掃 2 庭園等の除草、散水、体育館周辺のごみ拾い
6 テニスコート	1 コート及びその周辺、排水溝等の清掃 2 その他必要に応じ事務所等の管理及び清掃
7 グラウンド及び管理棟	1 グラウンド周辺の清掃及び管理棟内の清掃 2 その他、必要に応じて清掃

(定期作業)

週 1 回実施する作業	・便器、手洗い器等の薬品による洗い上げ ・駐車場便所の便器等ブラシによる洗い上げ
年6回実施する作業	・全床面(コンクリート・カーペット部分及び体育施設室を除く)を中性洗剤により洗浄後、ワックス塗布・電動研磨機による拭き上げ
年4回実施する作業 (5・8・11・12月)	・大型積層床材張部分ワックス塗布仕上げ
年2回実施する作業	・ガラス部分の薬剤による拭き上げ後、乾布仕上げ
年 1 回実施する作業 (随時)	・雨樋清掃(建物全体の雨樋のごみ、木の葉等の除去) ・照明器具の清掃薬剤による拭き上げ後、乾布仕上げ ・エアコンフィルターの清掃

	・カーペット部分洗浄 ※ 真空掃除機による吸塵・ジュータン洗い機による洗浄、毛なみ揃え ・受水槽清掃(毎年6月に実施) ※ 槽内の洗浄及び薬剤による殺菌の後、水質検査を行う
そ の 他	・総合清掃は、体育館内全般及びテニスコート内並びにグラウンド内の清掃を行い、各々の美化と維持保全を中心に常時清潔を保つようにすること ・清掃作業員数は、前記の業務遂行に必要な人数(2名)を常駐させ、定期作業を行うときは、その都度必要数を充当すること ・簡易専用水道検査(水道法第 34 条の2第2項)は別途実施する ・その他、必要な清掃用具(モップ・クロス及びワックス)を用意すること

B 町内グラウンドトイレ清掃業務委託

1. 業務場所 毛呂山町体育施設のトイレ9箇所

毛呂山町大字大類 717番地 (大類グラウンド・管理棟トイレ)

〃 (大類グラウンド・北側トイレ)

〃 (大類グラウンド・南側トイレ)

毛呂山町大字大類 620番地 1 (大類ソフトボールパーク)

毛呂山町大字川角1832番地 (川角公園)

毛呂山町大字川角 659番地 1 (川角グラウンド)

毛呂山町大字西戸 119番地12(西戸グラウンド)

毛呂山町岩井西5丁目16番地2 (弓道場)

2. 業務回数 年間52回(1回／週)

3. 業務内容 ① 床面の散水箒掃き

② 便器の洗浄拭き上げ・尿石等除去

③ 手洗器の洗浄拭き上げ

④ 汚物入れの清掃及び処理袋の交換

⑤ 天井・壁等のクモの巣等清掃

⑥ 出入口扉の拭き上げ

⑦ トイレ周辺の清掃

⑧ トイレットペーパーの補充

4. そ の 他

- ・ 業務に必要な光熱水費は発注者の負担とし、洗剤等の消耗品は受注者の負担とする。
 - ・ トイレットペーパー・ゴミ袋は発注者が支給し、回収したゴミは受注者が処分する。
 - ・ 受注者は、施設に破損箇所または修繕の必要のある箇所を発見したときは、ただちに発注者に連絡する。また、利用者及び器具に関して業務中に損害を生じた場合、ただちに発注者に報告するとともにその費用を負担する。ただし、その損害のうち発注者に帰すべき事由により生じたものについては発注者が負担する。
 - ・ 受注者は、業務の開始にあたっては発注者に連絡してその指示により実施し、完了後は発注者の検査を受ける。
- ※ このほかの事項については、必要に応じて発注者受注者協議して定める。

C 警備業務

1 警備対象施設

総合公園体育館(毛呂山町大字大谷木 443 番地)

総合公園グラウンド管理棟(毛呂山町大字大谷木 443 番地)

総合公園プール受付棟・管理棟(毛呂山町大字大谷木 443 番地)

大類グラウンド管理棟(毛呂山町大字大類717番地)

大類ソフトボールパーク管理棟(毛呂山町大字大類620番地 1)

2 業務内容

(1) 火災、盗難その他の異常感知、事故確認時における関係先への通報及び報告

(2) 各施設共、断線システムの設置

D 消防用設備保守点検業務委託

1. 委託場所 毛呂山総合公園(毛呂山町大字大谷木 443 番地)

- 体育館
- プール
- テニスコート
- グラウンド管理棟

2. 点検回数 総合点検 (年 1 回)

外観・機能点検(年 1 回)

3. 委託内容

総合公園内各施設の消防用設備の年2回の点検及び消防法第17条の3第3項の規定に基づく報告

- 自動火災報知装置 167箇所(体育館:104・プール:45・グラウンド管理棟:18)
- 誘導灯設備 31箇所(体育館:24・プール、テニスコート:7)
- 消火器 35箇所(体育館:21・プール:10・テニスコート:2・グラウンド管理棟:2)

4. その他

・業務に必要な光熱水費は発注者の負担とし、ボルト・ナット・ネジ等の微細な消耗品は受注者の負担とする。

・受注者は、利用者及び器具に関して業務中に損害を生じた場合は、ただちに発注者に報告するとともにその費用を負担する。ただし、その損害のうち発注者に帰すべき事由により生じたものについては発注者が負担する。

・受注者は、業務の開始にあたっては発注者に連絡してその指示により実施し、完了後は発注者の検査を受ける。

※このほか、定めのない事項については、必要に応じて発注者受注者協議して定める。

E 電気設備保安業務

1. 委 託 場 所 毛呂山総合公園(毛呂山町大字大谷木 443 番地)及び
大類グラウンド(毛呂山町大字大類717番地)

2. 設 備 概 要 毛呂山総合公園内(3箇所)

	体育館	プール	グラウンド
設備容量	250kVA	200kVA	170kVA
受電電圧	6.6kV	6.6kV	6.6kV

大類グラウンド(1 箇所)

設備容量	170kVA
受電電圧	6.6kV

3. 点検回数 月次点検 毎月 1 回
年次点検 毎年 1 回
絶縁油検査 3年 1 回(毛呂山総合公園のみ)

4. 業務内容

受注者は電気主任技術者を置き、以下の点検・試験・報告を行う。

- ・月次点検は月 1 回、目視による外観点検を行う。・年次点検は月次点検で行う外観点検のほか、年 1 回電気を止めて電線及び電気機器の接続・緩みの確認、絶縁抵抗計による漏電の検査、保護継電器の動作等を試験機で確認する試験、接地抵抗測定等を行う。
- ・3年に 1 回の精密検査は年次点検時に行うこととし、変圧器の絶縁油を採取して絶縁耐久力試験、酸価試験、色相検査を行う。
- ・発注者もしくは電力会社等より電器事故の通知を受けた場合、または点検の際に異常が発生するか発生するおそれがあるとき、更に絶縁監視装置からの警報を受けたときは、発注者に応急措置を指導したうえ事故原因の探求に協力し、再発防止についてとるべき措置を指導・助言し、必要に応じて精密検査を行うとともに電気事業法第106条の規定に基づく電気関係報告規則に定める電気事故報告の作成及び手続きの指導を行う。
- ・電気事業法第107条第3項に規定する立ち入り検査の立会いを行う。
- ・総合公園及び大類グラウンドに工事等があつて上記電気設備に変更を行う場合は、経済産業大臣への提出書類及び図面の作成・手続きの助言、設計の審査・しゅん工検査、工事中の点検を行い、必要に応じてとるべき措置を発注者に報告する

5. その他

- ・業務に必要な光熱水費は発注者の負担とし、ボルト・ナット・ネジ等の微細な消耗品は受注者の負担とする。
- ・受注者は、利用者及び器具に関して業務中に損害を生じた場合、ただちに報告するとともにその費用を負担する。ただし、その損害のうち発注者に帰すべき事由により生じたものについては発

注者が負担する。

- ・受注者は、業務の開始にあたっては発注者に連絡してその指示により実施し、完了後発注者の検査を受ける。

※このほか定めのない事項については、必要に応じて発注者受注者協議して定める。

F 建築物・建築設備・防火設備定期調査業務

1 業務の概要

建築基準法第12条の規定に基づく建築物・建築設備・防火設備の定期検査報告書の作成及び報告

2 対象物

(1) 名 称 毛呂山総合公園体育館

(2) 所 在 地 埼玉県入間郡毛呂山町大字大谷木 443 番地

(3) 報告対象 建築物・建築設備・防火設備(台帳番号)F-01-45-0004(1 棟)

3 その他

平成20年国土交通省告示第285号(改正がある場合はそれを含む)に定められた検査(調査)の項目、検査(調査)の方法及び検査結果の判定基準に基づいて実施すること。

4 点検事項

R9 建築物・建築設備・防火設備定期調査

R10 建築設備・防火設備定期調査

R11 建築物・建築設備・防火設備定期調査

G 浄化槽維持管理業務

①毛呂山総合公園浄化槽維持管理委託

1 委託場所 毛呂山総合公園(毛呂山町大字大谷木 443 番地)

- 体育館 合併接触ばっき方式浄化槽 195人槽
- 第2屋外トイレ 単独分離接触ばっき方式浄化槽 80人槽
- テニスコート 単独分離接触ばっき方式浄化槽 50人槽
- グラウンド管理棟 小型合併浄化槽 15人槽

2 保守点検

保守点検業務の実施は、環境省関係浄化槽法施行規則第2条の定める基準により行う。

- 体育館 年4回(5・9・11・2月に実施)
- 第2屋外トイレ 年4回(5・8・11・2月に実施)
- テニスコート 年4回(5・8・11・2月に実施)
- グラウンド管理棟 年3回(5・9・1月に実施)

3 排水水質検査

排水・水質分析は契約期間中1箇所につき年1回、下記事項について実施する。また、試料は発注者の指定する場所より採取し、公認の試験所にて検査を依頼して結果を発注者に通知する。

- ・流入水の色相、臭気
- ・ばっき槽、混合水の色相、性状、臭気、水質測定、必要に応じDOの測定
- ・沈殿槽、ばん流水の色相、水温、PH
- ・返送汚泥色相

4 清掃業務

清掃業務の実施は、環境省関係浄化槽法施行規則第3条の定める基準により行う。

- ・清掃の実施ごとに清掃の記録(浄化槽清掃カード)を2部作成し、1部を発注者に提出し、1部を自ら保存する。

5 負担区分

- ・業務に使用する消耗品、工具、試験器具等は受注者の負担とする。
- ・故意の修理に要する備品については発注者の負担とする。
- ・検査に要する費用は受注者の負担とする。

6 確認実施

- ・受注者は、管理業務実施ごとに汚水処理施設点検記録表を監督員に提出し、確認を受ける。

7 その他

- ・上記浄化槽の維持管理業務のほか、汚水処理装置に故障が生じた旨発注者から連絡を受けたときは、ただちに専門技術者を派遣し修理する。
- ・業務の実施にあたっては、関係法令に基づいて実施する。
- ・浄化槽法定 11 条検査については、別途実施するものとする。
- ・この仕様書は、毛呂山総合公園各施設の汚水処理装置維持管理業務の概要を示すものであって、現場の状況に応じ、ここに記載されていない細部の事項についても誠意をもって行うものとする。

※このほかに定めのない事項については、必要に応じて発注者受注者協議して定める。

②町内体育施設浄化槽維持管理委託

1 委託場所

毛呂山町内体育施設

- 大類グラウンド 合併接触ばっき方式浄化槽 180 人槽
- 大類ソフトボールパーク 合併分離接触ばっき方式浄化槽 40 人槽
- 西戸グラウンド 合併担体流動ろ過循環方式浄化槽 10 人槽
- 弓道場 単独分離接触ばっき方式浄化槽 10 人槽(浸透発散トレンチ)

2 保守点検

保守点検業務の実施は、環境省関係浄化槽法施行規則第2条の定める基準により行う。

- 大類グラウンド 年4回(5・9・11・2月に実施)
- 大類ソフトボールパーク 年4回(5・8・11・2月に実施)
- 西戸グラウンド 年3回(5・9・1月に実施)
- 弓道場 年3回(5・9・1月に実施)

3 排水水質検査

排水・水質分析は契約期間中 1 箇所につき年 1 回、下記事項について実施する。また、試料は発注者の指定する場所より採取し、公認の試験所にて検査を依頼して結果を発注者に通知する。

- ・流入水の色相、臭気
- ・ばっき槽、混合水の色相、性状、臭気、水質測定、必要に応じDOの測定
- ・沈殿槽、ばん流水の色相、水温、PH
- ・返送汚泥色相

4 清掃業務

清掃業務の実施は、環境省関係浄化槽法施行規則第3条の定める基準により行う。

- ・清掃の実施ごとに清掃の記録(浄化槽清掃カード)を2部作成し、1部を発注者に提出し、1部を自ら保存する。

5 負担区分

- ・業務に使用する消耗品、工具、試験器具等は受注者の負担とする。
- ・故意の修理に要する備品については発注者の負担とする。
- ・検査に要する費用は受注者の負担とする。

6 確認実施

- ・受注者は、管理業務実施ごとに汚水処理施設点検記録表を監督員に提出し、確認を受ける。

7 その他

- ・上記浄化槽の維持管理業務のほか、汚水処理装置に故障が生じた旨発注者から連絡を受けたときは、ただちに専門技術者を派遣し修理する。
- ・業務の実施にあたっては、関係法令に基づいて実施する。
- ・浄化槽法定 11 条検査については、別途実施するものとする。
- ・この仕様書は、町内体育各施設の汚水処理装置維持管理業務の概要を示すものであって、現場の状況に応じ、ここに記載されていない細部の事項についても誠意をもって行うものとする。

※このほか定めのない事項については、必要に応じて発注者受注者協議して定める。

H ボイラー保守点検業務

●委託場所 毛呂山総合公園体育館(毛呂山町大字大谷木 443 番地)

●点検回数 年2回(煙管清掃含む)

●点検内容 総合公園体育館の次に掲げる各器具について、動作・消耗具合・消耗品の保守点検を行う。

- バーナー点検
- 抽気作業
- 燃焼調整及び測定
- 安全装置点検
- 各部作業確認
- 煙管清掃

●形 式 バコティンヒーターKSA-160 型 1 基 ※使用燃料・・・白灯油

●その他

・業務に必要な光熱水費は発注者の負担とし、ボルト、ナット、ネジ等の微細な消耗品は受注者の負担とする。

・受注者は利用者及び器具に関して業務中に損害を生じた場合、ただちに発注者に報告するとともにその費用を負担する。ただし、その損害のうち発注者に帰すべき事由により生じたものについては発注者が負担する。

・受注者は、業務の開始にあつては発注者に連絡してその指示により実施し、完了後は発注者の検査を受ける。

※このほか定めのない事項については、必要に応じて発注者受注者協議して定める。

Iトレーニング機器及び体育器具保守点検業務

1、委託場所 毛呂山総合公園体育館(毛呂山町大字大谷木 443 番地)

2、点検回数 年 1 回

3、委託内容

- ・総合公園体育館の次に掲げる各機器について、器具のコンディションを良好な状態で維持するため、器具の破損、油漏れ、消耗品の劣化、ボルト、ナット及びネジの緩み、カバーの亀裂や剥がれ、電気系統の運転について保守点検を行う。
- ・特に利用者の立場に立ち、利用者及び器具等の安全を第 1 の目的として点検にあたり、不時の故障等が起きた旨連絡を受けた場合は速やかに技術者等を派遣し、必要な点検調整及び修理を行う。

○トレーニング室内各器具

○メインアリーナ及びサブアリーナ、フロア及び付属器具(バレー用等床器具)

○メインアリーナ仕切りネット

○バレー・テニス・バドミントン支柱

○バスケットゴール

○卓球台

○審判台・得点板

○柔剣道場 畳・マット

4、そ の 他

- ・業務に必要な光熱水費は発注者の負担とし、ボルト、ナット、ネジ等の微細な消耗品は受注者の負担とする。
 - ・受注者は利用者及び器具に関して業務中に損害を生じた場合、ただちに発注者に報告するとともにその費用を負担する。ただし、その損害のうち発注者に帰すべき事由により生じたものについては発注者が負担する。
 - ・受注者は、業務の開始にあつては発注者に連絡してその指示により実施し、完了後は発注者の検査を受ける。
- ※このほか定めのない事項については、必要に応じて発注者受注者協議して定める。

J 照明設備保守点検業務

●委託場所 毛呂山町大字大谷木 443 番地(毛呂山総合公園グラウンド)

●点検回数 1 回／年(点検調整)

●点検内容

- ・照明器具点灯確認 ・照明器具前面ガラス清掃
- ・照明器具取付状況確認 ・照明器具リード線確認
- ・ランプ交換作業(ランプは委託者が用意) ・安定器取付状況確認
- ・安定器リード線確認 ・BOX取付状況確認
- ・BOXリード線確認 ・分電盤内清掃
- ・分電盤内端子台増し締め ・分電盤内絶縁抵抗測定
- ・避雷針接地抵抗測定 ・殺虫器点灯確認
- ・殺虫器取付状況確認 ・殺虫器蛍光管交換作業
- ・幹線絶縁抵抗測定(キュービクルから分電盤まで)

●機器明細

	機器対象名称	仕 様	数量	備考
1	照 明 塔	24M 照明鉄塔	4	24 灯用
2	照明器具	LED 投光器 中狭角タイプ パナソニック YYS31427K	40	AC 200V-242V
		LED 投光器 広角タイプ パナソニック YYS31497K	40	AC 200V-242V
		LED ウォールライト 20形 パナソニック NNF21800K	40	AC 100V-242V
3	ラ ン プ	メタルハライドランプ M1000B/BH	96	
4	分 電 盤		4	
5	殺 虫 器	LED 誘虫器 パナソニック NYS89000	4	AC 100V-242V
6	避 雷 針		4	

●点検条件 屋外グラウンド照明鉄塔(24 灯用・24m)

K 自動ドア保守点検業務

●委託場所 毛呂山総合公園体育館(毛呂山町大字大谷木 443 番地)

●点検回数 回数・・・年2回 機器・・・DSN-75N40 型 2基 DSN-60N25 型 1 基

●委託内容

・総合公園体育館の自動ドア3基のコンディションを良好な状態で維持するため、器機・操作スイッチ・コントロールボックスの破損・油漏れ、消耗部品の劣化、ボルト・ナット及びネジの緩み、カバーの亀裂や剥がれ、電気系統の運転、その他、ドアオペレーターについて保守点検を行う。

・特に利用者の立場に立ち、利用者及び器具等の安全を第1の目的として点検にあたり、不測の故障等が起きた旨連絡を受けた場合は速やかに技術者等を派遣し、必要な点検調整及び修理を行う。

●その他

・業務に必要な光熱水費は発注者の負担とし、ボルト、ナット、ネジ等の微細な消耗品は受注者の負担とする。

・受注者は利用者及び器具に関して業務中に損害を生じた場合、ただちに発注者に報告するとともにその費用を負担する。ただし、その損害のうち発注者に帰すべき事由により生じたものについては発注者が負担する。

・受注者は、業務の開始にあつては発注者に連絡してその指示により実施し、完了後は発注者の検査を受ける。

※この仕様書に定めのない事項については、必要に応じて発注者受注者協議して定める。

L 樹木管理業務

1 樹木剪定

(1) 低木剪定

- ①剪定部面積は範囲内のうち1, 656㎡とする。
- ②剪定は、おおむね2m以下の寄植えとし、機械刈込みを行う。
- ③剪定回数及び時期は、年1回、6～7月とする。

(2) 高木軽剪定

- ①剪定の樹木は幹周おおむね30～60cmのものとする。
- ②本数は発注者が指示した20本とし、芝生広場の藤棚は必須とする。
- ③剪定回数及び時期は、年1回、10月～11月とする。

(3) 処分

- (1) 及び(2)の作業とも、排出した枝葉等は処分をする。

2 薬剤散布

(1) 低木薬剤散布

- ①散布範囲内、幹周おおむね30cm未満のものとする。
- ②本数は範囲内のおおむね350本とし、標準散布量は1. 2本とする。
- ③散布回数は年1回、時期は発注者と受注者で協議し決定する。

(2) 高木薬剤散布

- ①散布範囲内、おおむね幹周30cm～60cmのものとする。
- ②本数は範囲内のおおむね250本とし、標準散布量は6. 5本とする。
- ③散布回数は年1回、時期は発注者と受注者で協議し決定する。

3 その他

- この仕様に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議し決定する。

M 総合公園及び大類ソフトボールパーク芝生管理業務

①総合公園芝生管理業務

■委託場所 毛呂山総合公園(毛呂山町大字大谷木 443 番地)

■芝生の種類 高麗芝

■業務内容

施 工 内 容		数 量	回 数	備 考
芝生管理	薬剤除草	13, 220㎡	年2回	
	施肥	6, 610㎡	年 1 回	
	芝生刈込	19, 830㎡	年3回	集草作業含む
清掃作業	水路清掃	253㎡	年 1 回	人力清掃

※薬剤・肥料の散布量はメーカーの指定量を基準とし、気温等気象条件により調整すること。

■業務面積

芝生管理部面積	芝生(高麗芝)	6, 610㎡
修景池南側斜面	除草(肩掛式) 平均幅5m×66m	330㎡
水路延長		253m
処分数量		1t

②大類ソフトボールパーク芝生管理業務

■委託場所 大類ソフトボールパーク(毛呂山町大字大類620番地 1)

■芝生の種類 高麗芝

■業務内容

施 工 内 容	施工場所	回 数	備 考
除草剤(土壌・葉茎処理剤)散布	外野部分	年2回程度	薬剤:アージラン液剤・トリメックF・ディクトラン乳剤・サーファクタントWK 混合液

除草剤(土壌・葉茎処理剤)散布 (クローバー除去対策)	外野部分	年3回程度	薬剤:MCPP液剤・ザイトロ ン液剤・サーファクタントW K 混合液
除草剤散布	内野部分	年1回程度	薬剤:バスタ液剤・カーメッ クスD水和剤 混合液
芝切り	内野部分	年1回程度	※黒土均し・転圧・後片付け 含む
病虫害防除	外野部分	年1回程度	薬剤:有機リン系(グランサ ー水和剤)
施肥(緩行性有機肥料)	外野部分	年1回程度	肥料:粒状固形「6-4-3」 (ちから1号)

※薬剤・肥料の散布量はメーカーの指定量を基準とし、気温等気象条件により調整すること。

■業務面積

グラウンド外野部分(2面)	芝生(高麗芝)舗装	7,070.7m ²
グラウンド内野部分(2面)	混合土舗装	2,181.2m ²
内・外野の境目(2面)	芝生舗装・混合土舗装	133.4m

N 町内体育施設 除草業務

■積算数量表

除草工	機械除草(肩掛式)	4, 800㎡
	機械除草(ハンドガイド式及び肩掛式)	4, 800㎡
集草		4, 800㎡
積み込み・運搬		4, 800㎡
トラック運搬	運搬距離8km D10 区間無し	1 台

○ 空調設備保守点検業務委託

■委託場所 毛呂山総合公園体育館 メインアリーナ/サブアリーナ/柔剣道場

■対象空調設備 「(別紙 1)点検対象機器一覧表」に示す空調機器

■業務内容

(1)簡易点検

圧縮機の定格出力に関わらず対象全機種を「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律 第 1 種特定製品の管理者等に関する運用の手引き(第3版)(令和3年4月 環境省・経済産業省)」に基づく簡易点検を年4回以上実施すること。

(2)定期点検

圧縮機の定格出力に関わらず対象全機種を「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律 第 1 種特定製品の管理者等に関する運用の手引き(第3版)(令和3年4月 環境省・経済産業省)」に基づく定期点検を3年に 1 回以上実施すること。(本契約期間においては令和 10 年度に実施すること)

なお、定期点検を実施した場合は上記「(1)簡易点検」を実施したこととする。

(3)機器点検(毎年)

エアコンを安全かつ良好に保ち、性能を維持するために必要となる「(別表 1)点検部位一覧」に示す部位の点検調整、消耗品交換充填等を年 1 回以上実施すること。

(4)機器点検(詳細)

エアコンを安全かつ良好に保ち、性能を維持するために必要となる「(別表 1)点検部位一覧」に示す部位の点検調整、消耗品交換充填等を令和9年度に実施すること。又はエアコンを安全かつ良好に保つため、必要と判断した場合に上記の点検調整、消耗品交換充填等を実施すること。

なお、機器点検(詳細)を実施した場合は上記「(3)機器点検(毎年)」を実施したこととする。

(5)室内機フィルター清掃

点検対象となる空調室内機のフィルター清掃を年 1 回以上実施すること。

(6)保守業務

対象空調設備に不測の故障等があった場合は、発注者の要請により技術員を派遣し、点検等を行い適切な処理を行うものとする。(ただし、原則として受注者の就業時間内とする。)

別表 1

■メインアリーナ

番号	系統名	室外機				室内機				備考
		機種名	冷房能力 (kW)	暖房能力 (kW)	定格出力 (kW)	機種名	冷房能力 (kW)	暖房能力 (kW)	設置台数	
1	GHP-1	U-GH560U1D	56.0	63.0	12.4	S-G160TU1(天吊型)	16.0	18.0	3	
2	GHP-2	U-GH560U1D	56.0	63.0	12.4	S-G160TU1(天吊型)	16.0	18.0	3	
3	GHP-3	U-GH560U1D	56.0	63.0	12.4	S-G160TU1(天吊型)	16.0	18.0	3	
4	GHP-4	U-GH560U1D	56.0	63.0	12.4	S-G160TU1(天吊型)	16.0	18.0	3	
5	GHP-5	U-GH560U1D	56.0	63.0	12.4	S-G160TU1(天吊型)	16.0	18.0	3	
6	GHP-6	U-GH560U1D	56.0	63.0	12.4	S-G160TU1(天吊型)	16.0	18.0	3	
							設置台数計		18	

※熱源:LPG ガス

※ガス事業者:イワタニ関東株式会社

■サブアリーナ

番号	系統名	室外機				室内機				備考
		機種名	冷房能力 (kW)	暖房能力 (kW)	定格出力 (kW)	機種名	冷房能力 (kW)	暖房能力 (kW)	設置台数	
1	GHP-7	U-GH560U1D	56.0	63.0	12.4	S-G160TU1(天吊型)	16.0	18.0	3	
2	GHP-8	U-GH560U1D	56.0	63.0	12.4	S-G160TU1(天吊型)	16.0	18.0	3	
							設置台数計		6	

※熱源:LPG ガス

※ガス事業者:イワタニ関東株式会社

■柔剣道場

番号	系統名	室外機				室内機				備考
		機種名	冷房能力 (kW)	暖房能力 (kW)	定格出力 (kW)	機種名	冷房能力 (kW)	暖房能力 (kW)	設置台数	
1	GHP-9	U-GB560U1D (電源自立型)	56.0	63.0	12.4	S-G160TU1(天吊型)	16.0	18.0	3	電源切替盤・自立ス イッチ(屋外用)・防振 ゴム・リモコン共
2	GHP-10	U-GX560U1D	56.0	63.0	12.4	S-G160TU1(天吊型)	16.0	18.0	3	
							設置台数計		6	

※熱源:LPG ガス

※ガス事業者:イワタニ関東株式会社